

平成23年12月15日
国土交通省中国運輸局

中国運輸局における発注者綱紀保持対策のお知らせ

1. 事業者の皆様へ

事業者の皆様におかれましては、中国運輸局発注者綱紀保持規則に基づき、執務室への自由な出入りが制限され、執務室から切り離されたテーブル・カウンター等の応接スペースで対応させていただいているところです。

さらに、発注担当職員は事業者の皆様への対応は最小限にとどめ、なるべく複数の職員により対応することとされておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

※ 事業者の範囲は、法人業者（公益法人を含む）、共同事業体、組合その他の団体及び個人事業者並びにこれらの役員、従業員、代理人その他これに準ずる者、中国運輸局から発注を受けることが想定される者となっております。

2. 背景

国土交通省では、公共工事における談合等の不正行為を排除するため、様々な取り組みを行ってまいりましたが、平成17年5月に直轄鋼橋上部工事の発注に関して、大規模な談合事件が発生しました。

また、平成19年に国土交通省発注の水門設備工事をめぐる入札談合に元職員が関与していたとして、公正取引委員会から国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律に基づく改善措置要求等がなされたことに鑑み、中国運輸局においても発注者のコンプライアンスの確立が喫緊の課題となっております。

国土交通行政に対する国民の信頼を確保するうえでも、改めて綱紀の厳正な保持が求められており、発注者として、関係法令の遵守はもとより、服務規律の確保を図るとともに、事業者等との応接にあたっては、国民の疑惑を招くような行為は厳に慎むことを徹底するため、職員が守るべき規範として「中国運輸局発注者綱紀保持規則」を制定しました。

3. 事業者等からの不当な働きかけに対する対応について

事業者等から不当な働きかけがあった場合は、これを記録し、公表することになりました。

【お問い合わせ先】

中国運輸局総務部会計課

TEL 082 (228) 3435